



第2回 山口県労働セミナー

テーマ

「採用・雇用・労働条件」

～ 採れない時代に対応するヒントと
様々な働き方に応じた労働条件とは ～

ますます進む少子化で採用に悩む企業は増加しています。
そんな悩みの一助となるようなヒントと有期雇用労働者、パートタイマーはもちろん正社員であっても、在宅勤務など多様な働き方が増加する中、主に雇入れ時の労働条件の明示の重要性と法令等を解説するとともに、トラブルの未然防止を分かりやすく解説します。

講師

社会保険労務士法人
下関労務管理事務所
所長 青木 学 氏



【講師のプロフィール】

- ◇大学卒業後、大手メーカーや人材育成サービス会社に勤務。
中小企業を対象にした経営コンサルティング会社を経て、
平成16年 下関労務管理事務所（個人）に入所。
- ◇令和元年 社会保険労務士法人下関労務管理事務所 所長に就任。
やまぐち働き方改革アドバイザー 医療労務コンサルタント
- ◇現在 山口県社会保険労務士会 人事労務専門部会・部会長
下関支部 副支部長

開催日
及び会場

8月27日(火) 山口会場 / 山口県総合保健会館（第1研修室）
（山口市吉敷下東3-1-1 Tel 083-934-2200）
8月28日(水) 下関会場 / 螢遊苑「長府製作所記念館」
（下関市長府侍町2-6-45 Tel 083-241-0021）

受付開始 13:00～
講演 13:30～16:00

資料代

山口県労働協会・山口県勤労福祉共済会会員 1,500円
上記会員以外 3,000円

※当日受付にてお支払いください





【今回のポイント】

採用に悩む多くの中小企業が、少しでも採用力を高めるヒントを紹介します。

また、「働き方改革関連法」が施行され、多様な働き方の実現は国の重要な施策となっており、さらに新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テレワークなどの多様な働き方を導入する企業が増加しました。その中で、多くのトラブルも発生しています。

トラブルの多くは、その基本である労働契約に起因することも多く「どのような約束で働くことになっていたか？」が重要です。2024年4月からの労働契約の明示ルールの変更など、トラブルの未然防止に役立つ解説をいたします。

■8/28 下関会場（長府）■



下関会場（長府）の駐車場について

蛸遊苑の駐車場は限りがございます。蛸遊苑の駐車場が満車の場合は、長府待町駐車場をご利用ください。

その際は、駐車券をお持ちいただければ、受付で無料の手続きをいたします。

申込み方法

下記FAX 申込書により、8月20日(火) までにお申し込みください。

令和6年度山口県労働セミナー（第2回）受講申込書（FAX送信用）			
社名 又は 組合名		所在地	TEL () FAX ()
ふりがな 氏名	役職名	受講会場（いずれかに○）	
		山口会場（8/27）	
		下関会場（8/28）	
		山口会場（8/27）	
		下関会場（8/28）	

※労働協会のホームページからもお申し込みいただくことができます。

[労働協会ホームページアドレス] <https://www.y-roudoukyoukai.jp/>

申込・問合せ先

山口県労働協会

〒753-8501 山口県産業労働部労働政策課内

(TEL 083-933-3220 FAX 083-933-3229)

☆労働協会では、新規入会・セミナーの年間受講会員を随時受け付けております☆

＜主催：山口県・山口県労働協会 共催：山口県勤労福祉共済会＞

